

令和4年度第1回自殺総合対策東京会議

令和4年10月21日

【向山課長】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第1回自殺総合対策東京会議を開会させていただきます。本日は委員の皆様方には御多用中にもかかわらず御出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、事務局を務めさせていただきます東京都福祉保健局保健政策部健康推進事業調整担当課長の向山でございます。議事に入りますまで進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

なお、今回はWeb会議のため、御発言をいただく際のお願いがございます。御発言時以外、マイクはミュートにし、御発言するときのみマイクをオンにしてください。御発言の際は、画面上で分かるように挙手していただき、座長の指名を受けてからお願いいたします。名札がないため、御発言の際は御所属、お名前を名のってください。音声聞こえないなどのトラブルがございましたら、緊急連絡先にメールいただくか、チャット機能などでお知らせください。

配付資料は、委員名簿、次第、資料1から5、参考資料1から4です。御確認をお願いいたします。画面上でも表示いたします。

今回は、自殺総合対策東京会議設置要綱第9により公開となっておりますため、議事内容は、会議録として後日公開いたします。

本日傍聴の方が15名いらっしゃいます。

それでは、自殺総合対策東京会議委員名簿及び幹事名簿を御覧ください。令和4年度から自殺総合対策について多角的な視点から議論を行うため、自殺対策に優れた知見を有する委員を新たに任命しております。

上から4番目、北星学園大学文学部助教、高橋あすみ委員、その次、奈良女子大学大学院非常勤講師、阪中順子委員、その次、南山大学社会倫理研究所准教授、森山花鈴委員、その次、早稲田大学教授／同大保健センター常勤精神科医、石井映美委員、その次、慶應義塾大学医学部特任講師、田島美幸委員、その次、さがらレディースクリニック院長／公益社団法人日本産婦人科医会常務理事、相良洋子委員です。

また、人事異動等に伴い、東日本旅客鉄道株式会社常務執行役員、高橋弘行委員、また、

東京都中学校校長会生徒指導部長、金子弘樹委員、東京労働局労働基準部長、井口真嘉委員、江戸川区健康部長、高原伸文委員に新たに御就任いただいております。

なお、本日は石井委員、田島委員、相良委員、平川委員、芦刈委員、小野委員、平方委員からは御欠席で御連絡をいただいております。

また、東日本旅客鉄道株式会社、高橋委員の代理で、鉄道事業本部サービス品質改革室室長、白山様に、特定非営利活動法人ライトリング代表理事、石井委員の代理で、同法人、石井辰彦様に、東京労働局、井口委員の代理で、健康課長長澤様に御出席いただいております。

それでは、議事に移る前に、主管部長の遠藤より御挨拶をさせていただきます。

【遠藤部長】 東京都福祉保健局保健政策部長の遠藤でございます。

委員の皆様には大変御多忙の中、本日は、当会議に御出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、都におきましても自殺者数が増加したことを受け、都ではこの間、令和2年後半から対策を強化し、昨年度に引き続き今年度も補正予算を計上いたしまして、相談窓口の拡充や普及啓発の強化など、各種対策を講じてまいりました。残念ながら自殺者数は依然として高止まりにあることから、取組のさらなる強化が必要であると考えており、引き続き委員の皆様からの御意見も踏まえ、対策を推進してまいりたいと考えております。

本日でございますが、次期「東京都自殺総合対策計画」の策定に向け、計画の骨子案について御議論いただくこととなっております。国の大綱が先週閣議決定されましたが、女性への支援が新たに追加されたことなども踏まえ、実効性のある計画にすべく、この間、都でも検討を重ねてまいりました。

現時点の案につきまして、委員の皆様それぞれのお立場から忌憚のない御意見、御助言を頂戴できれば幸いです。今後とも皆様の御指導、御協力を賜りますよう、改めてお願いを申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【向山課長】 それでは、議事に入りたいと思います。

ここからは大野座長に進行をお願いしたいと思います。大野座長、よろしく願いいたします。

【大野座長】 それでは、これから議事に入りたいと思います。

本日の会議が実りあるものになりますよう、皆様から忌憚のない御意見や御提案を頂戴

したいと思います。また、多くの委員の皆様から、できる限り多く御発言いただきたいと思
いますので、議事の進行に御協力をお願いいたします。

最初に議事（１）討議事項、次期「東京都自殺総合対策計画」骨子案について、御説明を
お願いいたします。よろしくをお願いいたします。

【向山課長】 それでは、事務局から説明をさせていただきます。

まず、資料１を御覧ください。自殺対策基本法第１３条に基づき、都道府県は自殺対策計
画を定めることとなっており、都は現在、次期計画の策定に向けて検討を進めているところ
でございます。自殺対策基本法では、政府が定める自殺総合対策大綱と地域の実情を勘案し
て、都道府県は計画を定めることとされてございます。

資料１でございますが、左側から現行の都の自殺対策計画、中央が次期自殺対策計画案、
そして右側が１０月１４日に閣議決定されました国の新たな自殺総合対策大綱でございま
す。

中ほどの次期東京都自殺総合対策計画を御覧ください。

第１章及び第２章につきましては、計画の策定に当たってのこれまでの都の取組等、そし
て、第２章においては、都の自殺者数等のデータ類をまとめて記載することとしております。

そして、第３章「東京都における今後の取組の方向性と施策」といたしまして、１から１
２までの１２項目を掲げてございます。右側の新たな自殺総合対策大綱の第４「自殺総合対
策における当面の重点施策」と照らし合わせて御覧いただければと存じますが、自殺総合対
策大綱では、当面の重点施策として１から１３の項目を掲げております。

都の次期自殺総合対策計画におきましても、基本的には国の大綱で掲げる重点施策の項
目を踏襲することを検討しております。ただし、国の自殺総合対策大綱の３「自殺総合対策
の推進に資する調査研究等を推進する」につきましては、主に国の役割として考えられるこ
とから、この項目のみを除き、残りの１２項目すべてを都の計画の柱として位置づけること
を検討しております。

そして、第４章「推進体制」では、引き続き、自殺総合対策東京会議の役割などを記載す
る予定でございます。

この結果、国の自殺総合対策大綱を基にした計画となることで、現行の都の計画と比べて
カバーすることができる施策の範囲が広がり、生きることの包括的支援としての自殺対策
の性質をこれまで以上に明確にすることができるものと考えております。

続きまして、資料２です。都の次期自殺総合対策計画の骨子につきまして、計画評価・策

定部会で2回にわたり議論を重ねてまいりました。鈴木部会長から御説明をお願いしたいと存じます。鈴木部会長、よろしくお願いいたします。

【鈴木委員】

それでは、私から、資料2にまとめてあります計画評価・策定部会での議論について御報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

令和4年度は5月末に第1回を開催し、10月7日に第2回を開催いたしました。

5月に開催した第1回目の部会におきましては、都の現行の自殺総合対策計画における重点施策6項目について、どのような観点からブラッシュアップしていくべきか議論いたしました。

主な点を御紹介いたします。重点施策1「広域的な普及啓発」につきましては、ターゲットに応じた普及啓発媒体を選択する必要性や、普及啓発物を関係機関に送付する際には配布の方法についてもディレクションするほうが良いのではないか等の意見が出ました。

続きまして、重点施策の3「若年層対策の推進」につきましては、学校や大学での自殺予防に関する取組を推進する必要性について、多くの意見が上がっております。

続きまして、重点施策5「自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ」につきましては、自殺未遂者への対応について、自治体内外の複数の相談窓口が連携する必要がある、この連携体制の構築こそが課題であるとの意見や、自殺未遂者支援に係る診療報酬が改定され、医療機関が未遂者支援に取り組むインセンティブが用意されたことから、この機を捉えて医療機関との連携をさらに推進していくべきとの意見が上がっております。

もう一つ、重点施策の6「遺された人への支援の充実」につきましては、自死遺族の相談窓口には、自殺が起こって半年以内の方からの意見が多く寄せられるようになっていることから、こうした方々への支援についても強化すべきではないか、また、遺族への情報提供の場として、救急外来等も考えていくことも必要ではないかなど、様々な意見が出ております。

続きまして、10月の第2回の部会ですが、国の新たな自殺対策大綱素案を踏まえ、都の次期自殺総合対策計画の施策体系について都から説明があり、議論を交わしました。

全体的な事項として、自殺対策は幅広い施策分野にまたがるものであることから、自殺対策のトップとしては知事が適当ではないか、つまり都においては小池知事をトップとして対策を進めていくべきではないかとの意見が上がっております。

また、自殺未遂者支援に関しまして、専門部署でない職員にも分かるような自殺未遂者へ

の初期対応の指針を記載した資料を作成してはどうか、また、警察での保護後、医療保護入院等が適用されなかった人への対応について全国的にも課題となっているが、都においてモデルケースとなるような取組を始めてはどうかとの意見が上がりました。

さらに、子ども・若者の自殺対策に関しまして、都においては特に大学生の自殺が多いことを踏まえ、例えば入学時に支援窓口の情報を提供してはどうか、それから子供の自殺危機対応チームを編成して、自殺念慮のある児童・生徒がいる学校への支援を行ってはどうかという具体的な意見が出ております。

最後、女性の自殺対策に関しまして、都の資料では、子供を持つ女性への支援例が多く掲載されていることから、未婚の女性や子供を持たない女性を想定した取組も進めていくべきではないか、との意見が出ております。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

【向山課長】 鈴木部会長、ありがとうございました。

続きまして、資料3を御説明させていただきます。

鈴木部会長から御説明のあった部会からの御意見を踏まえ、現時点での東京都の次期計画の骨子案としてまとめましたものが資料3でございます。

まず、次期計画の名称ですが、「東京都自殺総合対策～こころといのちのサポートプラン～（第二次）」としております。

2番の構成のところでございます。第1章、「計画の改定に当たって」は、(1)から(3)にこれまでの都の対策や取組などをまとめます。

(4)につきましては、資料1の中で12の項目を柱として施策に取り組んでいくことをご説明しましたが、これまでの5年間の取組と自殺者の動向を踏まえ、12の項目の中でも特に以下の6項目に取り組むことを掲げてございます。

まず、1つ目ですが、自殺未遂者の再企図を防ぎ、継続的に支援するという項目です。自殺未遂者への支援にあたっては、特に区市町村、学校での取組を推進していきたいと考えており、都として区市町村や学校の取組をサポートしていきたいと考えております。

2つ目でございますが、悩みを抱える人を早期に適切な支援窓口につなげる取組を強化することです。自殺で亡くなった方には平均で4つの危機要因があったという調査結果もあり、自殺のリスクになる危機要因を連鎖させないことが何よりも重要であると考えております。都には多様な窓口、多様な社会資源がございますので、こうした相談窓口に悩みを抱える方を早期につなげるための取組を強化していきたいと考えております。

3点目、「働き盛りの男性が孤立・孤独を深め、自殺に追い込まれることを防ぐ」でございます。都における自殺者のうち3分の2は男性であり、中でもとりわけ有職者、働き盛りの男性の割合が高くなっておりますことから、こうした層の方々が自殺に追い込まれないよう、取組を推進していきたいと考えております。

4点目でございます。国の新たな自殺総合対策大綱でも重点施策として新たに位置づけられた女性への支援でございます。困難を抱える女性への支援をさらに充実するというところで、既存の女性施策を含め、連携体制も強化していきたいと考えております。

5点目でございます。児童・生徒・学生が自殺に追い込まれることを防ぐというものでございます。現行の都の自殺対策計画では、「若年層対策の推進」を重点施策として位置づけておりましたが、若年層の中には多様なライフステージの方々が含まれることから、ターゲットとなる層をより明確にするため、児童・生徒・学生の自殺を防ぐということを重点施策として掲げてございます。

それから最後でございますが、遺された人への支援を強力に推進するというものでございます。現行の都の計画においても重点施策に掲げておりますが、今後さらに取組を強化してまいりたいと考えております。

そして、(6)の計画期間でございますが、令和5年度からのおおむね5年間としております。そして(7)の数値目標でございますが、自殺総合対策大綱では平成27年と比較して30%以上減少させるという目標を維持するとの記載となっておりますので、都におきましても、令和8年までに自殺者数1,600人以下、自殺死亡率を12.2以下とする目標を維持することとしております。

第2章につきましては、都の自殺者数等のデータ類をまとめることとしておりますので、説明は省略させていただきます。

2ページでございます。

第3章、「東京都における今後の取組の方向性と施策」についてです。ここからは(1)から(12)まで、先ほどの資料1で御説明いたしました重点施策の柱を記載してございます。それぞれの柱には、リード文、取組例を記載してございます。この取組例につきましては、現在、庁内の各局に自殺対策に関連する事業の実施状況調査を実施しているところでございます。そのため、現時点で記載してあります取組例は事務局案でございます。今後、庁内各局からの意見を取りまとめ、次回12月の東京会議には、より具体的な取組例をお示しすることを予定しております。

では、(1) から順に御説明させていただきます。

(1) 「地域レベルの実践的な取組への支援を強化する」に関して、東京都地域自殺対策推進センターを運営するとともに、区市町村への支援や関係機関、地域ネットワークの強化に取り組んでまいります。

(2) 「都民一人ひとりの気付きと見守りを促す」につきましては、自殺に追い込まれるという危機が「誰にでも起こり得る危機」であり、「誰もが当事者となり得る重大な問題であること」について、あらゆる機会を通じて都民の理解促進を図ってまいります。また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭してまいります。

取組例といたしましては、検索連動広告等、ICTを活用した効果的な普及啓発やLGBTQの方々への支援などを進めてまいりたいと考えております。

(3) 「自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る」として、自殺対策は生きることの包括的支援であることを踏まえ、幅広い分野で自殺対策教育や研修を実施してまいります。また、人材育成を行う区市町村や関係機関等を支援してまいります。

取組例として、区市町村等が行うゲートキーパー養成への支援、医療従事者等の対応力の向上、また、区市町村等担当者を対象とした自殺未遂者支援に関する研修の実施などを想定しております。

次のページでございます。(4) 「心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する」としては、都における自殺者のうち勤労世代の男性の自殺者が多いことも踏まえ、職場における対策や企業経営者等の理解促進に取り組んでまいります。取組例として、メンタルヘルス対策、ライフ・ワーク・バランスの促進、ハラスメントの防止といった取組のほか、東京都立中部総合精神保健福祉センターではうつ病等の方々の復職支援に取り組んでおりますので、センターとの連携を一層強化していきたいと考えております。

(5) 「適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする」として、精神科を受診することに心理的な抵抗を感じる人が少なくないとされていることから、これを解消していくほか、うつ病など精神疾患を抱える人の多くが最初にかかりつけ医を受診する傾向にあることから、受診した科にかかわらず早期に適切な医療が地域で受けられる仕組みをつくってまいりたいと考えております。

取組例としては、薬物、アルコール、ギャンブルといった依存症対策の推進や、内科医等のかかりつけ医と精神科医との連携の強化を進めてまいりたいと考えております。

(6) 「社会全体の自殺リスクを低下させる」につきましては、資料1でも申し上げたと

おり、自殺対策は社会における「生きることの阻害要因」を減らし「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることが重要であると考えております。

このため、様々な分野において「生きることの促進要因」を増やす取組を推進していきたいと考えており、取組例としては、介護者やひきこもり、児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援や生活困窮者、ひとり親家庭、性的マイノリティの方々、犯罪被害者の方々への支援を充実させてまいりたいと考えております。

次のページ、(7)「自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ」につきましては、救急医療部門に搬送された自殺未遂者に退院後も含めて継続的に介入するなど、未遂者の再度の自殺企図を防ぐための対策を推進してまいります。特に、区市町村における未遂者への支援体制の強化や人材育成に都として取り組んでまいりたいと考えております。

取組例としては、区市町村職員をはじめとする地域の支援機関や警察の対応力の向上や東京都で実施しておりますところといのちのサポートネット、未遂者の支援に当たる関係機関の方々へのサポートや未遂者への直接支援を行う相談窓口等の体制も充実させてまいりたいと考えております。

(8)「遺された人への支援を充実する」につきましては、遺族等のニーズに応じて自死発生直後からの迅速な支援を行うとともに、遺族が関係施策を含めて必要とする支援情報を得ることができるよう、支援を充実させてまいりたいと考えております。

また、補助金の交付等を通じて、自死遺族への支援を行う民間団体等の地域における活動を支援してまいります。

(9)「民間団体との連携を強化する」につきましては、都における自殺対策において民間団体が重要な役割を担っていることを踏まえ、民間団体の活動を補助金の交付等を通じて支援するとともに、民間団体との連携を強化してまいります。

(10)「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」につきましては、全国の小中高生の自殺者が増加傾向にあること、また、都における児童・生徒等の自殺者数のうち大学生の自殺者数が占める割合が高いことを踏まえ、学校等と連携した取組を進めるとともに、特に大学生、大学院生向けの自殺予防の取組を強化してまいりたいと考えております。

(11)「勤務問題による自殺対策を更に推進する」として、都における過去5年間の自殺者数のうち、年齢、属性別では40～50代男性の有職者の自殺者数が最も多いことから、職域における自殺対策の推進やうつ病等で休職となった労働者の復職を支援することによ

り、社会とのつながりの希薄化や孤立に陥ることによって自殺に追い込まれることがないよう、取組を推進してまいります。

(12)「女性の自殺対策を更に推進する」につきましては、先ほども御説明のとおり、国の新たな自殺総合対策大綱において新しく重点施策の一つとして位置づけられております。

女性の自殺者数は令和2年に2年ぶりに増加し、令和3年も前年を上回っております。コロナ禍による家族の在宅時間の増加や女性の雇用問題の深刻化等により、女性の自殺リスクの高まりが懸念されることから、様々な観点から対策を講じてまいります。

取組例としては、妊産婦への支援やDV被害などコロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性への支援、また、困難な問題を抱える女性への支援を考えてございます。

次に第4章、推進体制についてです。

(1)の自殺総合対策東京会議を引き続き運営し、この会議の参加を通じて各機関が共通認識を持ち、連携・協力し、総合的な自殺対策を推進することを考えております。

(2)は関係機関・団体等の役割

(3)は区市町村の役割

(4)では都の役割として、広域行政の立場から施策を実施するとともに、地域自殺対策推進センターとして区市町村の取組を総合的に支援してまいります。併せて、庁内及び関係機関等が行う自殺総合対策の取組状況を把握し、総合的な調整等を行ってまいります。

最後に(5)都民の役割ですが、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、誰かに援助を求めることが適当であることを理解し、また、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処できるようにする。また、自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のため、主体的に自殺対策に取り組むことを掲げてございます。

続きまして、資料4でございます。今後のスケジュールについてです。

当初の想定より国の新たな自殺総合対策大綱の決定が遅れたことから、非常にタイトなスケジュールとなっております。

本日第1回の東京会議にて、都の次期自殺総合対策計画の骨子案をお示ししましたが、本日御了承をいただきましたら、次は11月下旬頃に第3回計画評価・策定部会を開催し、都の次期自殺総合対策計画本文案をお示したいと考えております。部会での委員の方々からの御意見を踏まえ、12月の第2回自殺総合対策東京会議にて最終の本文案をお示し

たいと考えております。東京会議での御意見を踏まえ、修正などを行い、年明けにパブリックコメントを1か月間程度実施し、年度内の公表を予定しております。

次期自殺総合対策計画につきまして、御説明は以上でございます。

【大野座長】 ありがとうございます。次期「東京都自殺総合対策計画」骨子案について説明していただきました。

それでは、今の御説明につきまして、御意見、御質問などございましたらよろしくお願いたします。清水委員、お願いします。

【清水委員】 ライフリンク代表の清水です。

非常に内容の詰まった中身の濃い骨子案であったと思います。3点意見をさせていただきますが、そのうちの2点については、新たな自殺総合対策大綱に基づいた意見です。

そのうちの 하나가、子どもの自殺危機対応チームです。新たな自殺総合対策大綱に新たに盛り込まれているとともに、まだ概算要求の段階ではありますが、厚生労働省の地域自殺対策交付金を通して補助率10分の10の事業としても位置づけられております。つまり、国としても子どもの自殺危機対応チームを全国の都道府県での設置を期待していることの表れでもあると思います。また、全国的にも本チームへのニーズも確実にあると思います。是非、都でも新たな自殺総合対策大綱を踏まえ、子どもの自殺危機対応チームを設置すべきではないかということが1点目の意見です。

2点目ですが、これも新たな大綱に基づく意見ですが、地域の自殺対策のプラットフォームです。保健所、知事部局、生活保護センターなど、都の場合、連携が既に進んでいるとは思いますが、新たな枠組みとして、特に区市町村を支援する枠組みとして、都の知事部局、生活保護センター、保健所がしっかりと連携を進めるべきであると考えております。プラットフォームの整備も新たな大綱で盛り込まれておりますので、是非取り入れていくべきではないかと考えています。

最後は繰り返し意見させていただいておりますが、東京都の自殺対策の責任者として知事が名を連ねることが私は非常に重要であると思います。

先ほどの御説明の中でも、都民の役割として自殺の状況や生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に対する理解と関心を深めるとともに、自殺対策は決して他人事ではないことを認識することを都民の役割と位置づけるということであれば、行政のトップである知事が情報発信の責任者として名を連ねることが必要であり、また、様々な関係部局を巻き込んで自殺対策を進めていく必要があるという意味でも、やはり知事がトップに

立つべきであると考えていることは改めてここ申し上げます。

以上です。

【大野座長】 3点要望をいただきました。他には御意見、御質問などはありませんでしょうか。

【染谷委員】 東京商工会議所です。

【大野座長】 お願いいたします。

【染谷委員】 職域における取組も重要なアプローチであると思います。先程の説明の中でも働き盛りの男性への対策の必要性についての発言がありましたが、東京商工会議所では2016年から健康経営の普及啓発活動に取り組んでおります。アドバイザー制度を設け、普及啓発するアドバイザーを東京を中心に全国でも認定しておりますが、現在1万6,000人程の方を認定しております。また、アドバイザーの中から、実際に企業に出向いて指導する、健康経営を積極的に取り入れることを推進する役割を果たすエキスパートアドバイザーが1,800人程度おります。都内では、23区、都下どちらでも展開しておりますが、都からの支援もいただきながら、年間8,000社程度の企業への普及啓発に取り組んでおり、エキスパートアドバイザーが直接企業に出向いての支援件数は年間100社強程度となっております。こうした取組の結果として従業員の方々の健康増進が図られ、離職者が減る、また、事故も減る、そうしたことで企業の生産性が上がる、ワークエンゲージメントが高まる、その結果として、勤労者の気持ちや収入も安定するという好循環が生まれていると思っております。

また、民間企業でも、企業単位での商品開発や連携も進んでおり、東京を中心に全国的にも大きなムーブメントになっていると思います。都や関係各社からの御支援、御協力をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

【大野座長】 ありがとうございます。健康経営という視点からの御助言、とても貴重であると思います。その他にはいかがでしょうか。伊藤委員、お願いします。

【伊藤委員】 OVAの伊藤です。

新たな自殺総合対策大綱においても、検索連動広告、パトロール等のICTを活用したアウトリーチ、そして相談事業などについてもICTの活用が想定されているとともに、施策の評価及び管理という項目においてもICTの活用が新たに記載されています。

当法人においても、検索連動広告を用いたアウトリーチのほか、相談事業においてもIC

Tを活用していますが、介入のログが残存することが非常に特徴的であります。例えば、電話相談の場合は相談員が書いた記録が残ります。相談員が書いた、つまり相談員の主観に基づいて記載されたものが残るわけですが、メールやチャット、SNSにおいては、全てのやり取り自体のログが残りますことから、様々な面での効果検証が容易です。

そうした効果検証、EBPMも実施していく上でも、やはりあらゆる事業においてICTを活用していくことは非常に重要であると思いますし、そもそも、事業を始める前に、効果検証ができるような設計を行う必要もあると思います。

特に、事業実施を行う特定非営利活動法人の場合は、法人内部に研究者がいないこともありますため、都が間に入ってつなぐことも大事であると思います。引き続き、ICTを活用した事業に関しましては、当法人でも実施していますため、何かできることがあれば都と連携して実施していきたいと思っております。

以上です。

【大野座長】 ICTに関連して、高橋あすみ委員、何か御意見いただけますでしょうか。

【高橋（あ）委員】 御指名ありがとうございます。私も伊藤委員とともにOVAの事業に関わっておりますため、新たな意見は特にありませんが、伊藤委員がご発言されたとおり、ICTをただ取り入れればよいというわけではなく、適切なターゲットを設定した上でICTを有効活用して、それをどうつないでいくかということがやはり重要であると思います。ICTを活用した後のつなぎ先の人材育成を進めるとともに、臨床心理師等も対面に慣れており、インターネットにはまだ慣れていない面もありますため、そうした専門家がインターネットでつながる対象者にどう対応するかに関する教育等も進めていただければと存じます。

以上です。

【大野座長】 ありがとうございます。他に何か御意見ございますか。横山委員、お願いいたします。

【横山委員】 社会福祉法人東京都社会福祉協議会では、緊急貸付として、コロナ禍において生活困窮者に対する貸付を行ってきました。その際気付いたことは、対象者に外国の方が非常に多いということです。ある区では月によっては対象者の半分程度が外国の方々ということもあります。

外国の方々の自殺を把握することは非常に難しいと思いますが、おそらく様々な機関とのつながりが全くないことも理由の一つだと思います。償還手続きに入るにあたって事前に

通知を送付しても、申請があった住所地にいないという状況になっています。他に移動していることも考えられますが、彼らが困窮状態にあることは間違いないと思います。

もう一つ、生活困窮まではいかないけれども、現在の生活水準が落ちることに対する不安の声・相談が多くあります。例えば、「アパートを追い出される」、「ローンが払えなくなって家を手放さなければいけない」「車を手放さなければならない」、「生活レベルを落とさなければならない」ことに対する恐怖感があるのではないかと思います。

こうしたケースが果たして自殺に結びつくのか、また、数字として把握できるのかどうか、事務局として把握していることがあれば教えてください。以上です。

【大野座長】 ありがとうございます。事務局、お願いいたします。

【向山課長】 横山委員の意見としては、自殺対策の対象に外国の方々が含まれるのか、そして、生活困窮にまでは至っては無いけれども、生活水準が落ちることに対する危機感に関するものであったと理解しております。

1点目、自殺対策の対象に外国の方々を含むのかどうかにつきましては、確かに、横山委員が御指摘されたとおり、都の計画では外国の方々への対策として項目立てをしておりますので、視点として抜け落ちている印象を抱かれたのではないかと思います。

ただし、自殺施策は、当然、外国の方々を排除するものではありません。日本語の習熟度に応じた普及啓発の方法等について、今後御指摘を踏まえ検討してまいりたいと思います。

それから2点目、生活困窮に至らなくても生活水準が落ちることへの危機感につきましては、当課としては、今後、自殺対策を進めていく上では、ウェルビーイングのような考え方を踏まえた対策も非常に重要であると考えております。当課の施策は自殺対策の危機が高まった方への施策が中心になりますため、関係各局と連携しながら、いただいた御意見を踏まえ検討してまいりたいと思います。

【大野座長】 ありがとうございます。森山委員、お願いいたします。

【森山委員】 南山大学社会倫理研究所の森山と申します。

3点申し上げさせていただきます。まず一点目ですが、骨子案を拝見させていただいた感想になりますが、全体としてまず自殺未遂者や悩みを抱える方など、当事者への対応というのはもちろん大事ですが、当事者の家族への支援も重要ではないかと思っております。現行の大綱の中にも部分的には記載がありますが、家族への支援を充実させることも大事ではないかということが1点です。

2点目ですが、今後の新型コロナウイルスの感染状況がどうなるのか分からないところ

ではありますが、コロナ禍の現状において困難な状況に置かれている方々も多数いると思います。例えば、高齢者の方や妊産婦の方など、重症化するリスクが高いため外出できない、人と会うことができないケースも多くあると思います。都の計画骨子でもコロナ禍で困難な状況に置かれた方への支援について記載がありますが、御配慮いただければと思います。

最後3点目ですが、子ども・若者の自殺対策の項目の中で、大学生、大学院生への支援について触れられていますが、大学生と大学院生では立場も異なるため、対応も変わってくるのではないかと思います。また、大学院生というカテゴリーの中でも修士課程か博士課程では大きく異なるため、それぞれ個別の対応が必要ではないかと思います。

また、SOSの出し方教育については、現行の自殺総合対策大綱が公表された頃から取組が進められていると思いますが、「SOSの出し方」という言葉が強調され過ぎてしまうと、SOSを出さなければならないとプレッシャーを感じてしまうことも考えられますし、SOSをなかなか出すことができない子供たちにとってはかなり苦しい状況であることも考えられますため、周囲の人々の気づきや受け止め方の視点も取り入れていただけるといいと思います。

また、これは自死遺族への支援にもつながる話であると思いますが、教育現場には、自死遺児のほか、家族が自殺未遂を繰り返している生徒もいると思われやすいため、そうした生徒等への配慮の視点も必要であると思います。

最後に、都では自殺予防教育を今後進められることと思いますが、現状の自殺予防教育は、悩んだときにどうするかという視点での教育が中心であると思います。もちろん非常に重要ですが、悩む一歩前、二歩前で危機に陥ったときにどうすればよいか、制度の説明やどのようなツールが活用できるか等のライフスキル教育の話も出てはいるとは思いますが、悩む前から知識として知っておくべきことに関する教育も取り入れられるといいのではないかと思います。以上になります。

【大野座長】 ありがとうございました。事務局、何かありますか。

【向山課長】 ありがとうございます。未遂者への支援につきまして、家族への支援も含めての御本人への支援が必要であるという御指摘はごもっともであると思います。今後、対策を検討していきたいと考えております。

また、コロナ禍において困難に陥っている層への対策につきましても、現行のコロナ禍における各種対策との連携も含め、今後、対策を強化してまいりたいと思っております。

それから、子ども・若者につきましては、大学生と大学院生とでは立場や対応も大きく異

なるという御指摘につきましては、都でも分析が不十分であったと感じています。委員の方々からの御意見も踏まえながら、効果的な対策を考えていきたいと思えます。

また、SOSの出し方教育につきましては、東京都教育庁の取組が中心になりますが、福祉保健局においても学校を通じて普及啓発を行っているため、御意見を踏まえ、ライフスキル教育といった視点を取り入れられればと考えております。ありがとうございました。

【大野座長】 ありがとうございます。杉本委員、お願いいたします。

【杉本委員】 全国自死遺族総合支援センター杉本です。

遺された人への支援について少しお話しさせていただきたいと思えます。

次期の都の計画の中でも非常に丁寧に扱われていてありがたいと思えます。新たな自殺総合対策大綱の見直しの中でも、基本方針として、自死発生当初から継続的に支援することが必要であるという視点が盛り込まれましたが、「発生当初からの支援」が新たに盛り込まれたことに大変注目したいと思っております。

計画評価・策定部会の中でも何度か発言しましたが、当センターの相談窓口にも自死発生直後の方からのアプローチが多くなっております。これまでの遺族支援の様々な取組というのは、遺族の分かち合いの会など中長期的な視点に立った取組が中心だと思えます。もちろん重要な取組ですが、自死発生直後からの支援というのはこれまでの取組だけでは不十分ではないかと思っております。

都内には、自死遺族の方々を対象とした電話相談事業を実施している団体は当センターのほかにもう1団体あり、全国的に見れば充実していると思えます。しかしながら、相談時間帯は少ない状況です。インターネットが発達したこともあると思えますが、たった今、霊安室を出たばかりという状況の方など自死発生直後の方からのアプローチも増えているため、新しい取組を考えていかなければいけないと思っております。

計画評価・策定部会の中でも話題に上がりましたが、ご遺族の方にいずれ必要になるかもしれないという趣旨で非常に丁寧に情報提供を行っている病院が複数あると伺いました。他の医療機関の中には具体的にどうしたらいいかなかなか分からないというところもあると思えますため、医療機関への周知なども検討できればと思えます。

また、都の自治体の中には、参加者は多くはない状況ではありますが、遺族の分かち合いの会の取組を継続して進めている自治体があります。行政がそうした取組を行うことには非常に意味があるのではないかと思えます。特定の考えに偏らない、遺族の方が安心して過ごすことができる場所であることが重要であると思っております。

ただし、遺族支援の「支援」とは何かということについては、援助という言葉だけで簡単に片付けられないと思います。それぞれの方々が抱えている課題への対応についてはサポートが必要であると同時に、遺された方々がその人らしい人生を生きていくために本来持つておられる力が発揮されるようにサポートすることも重要で、そうした視点での取組も進めていけたらと思います。

【大野座長】 ありがとうございます。大塚委員、お願いいたします。

【大塚委員】 3点発言させていただきます。

杉本委員がご発言されたことと重なりますが、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関連して、警察がファーストコンタクトを取る際に考えられるアプローチ方法等はないだろうかと思っております。それから、都の計画骨子案にも記載がありましたが、行政の窓口での対応等も考えられることはないかと思いました。

消費者庁での検討会の報告書が公表されたところで、今後、国の施策としてどう展開していくのかは分かりませんが、法テラスに心理の専門職を配置してはどうかとの提案が盛り込まれておりました。

私自身は、犯罪被害者への支援にも少し関わっていますが、警察には犯罪被害者支援の担当の警察官がいます。こうしたコンタクトポイントに人材が配置されていることが非常に重要でありますので、都だけでは難しい部分もあるかもしれませんが、都として何か先駆的に始められればと思った次第です。

それから、新たな都の計画骨子案の中にも重点的なポイントは複数ありますが、範囲が多岐にわたっているため、計画期間の5年間で目標を達成していくためには課題別にプロジェクトとしての進行管理等の取組ができるといいのではないかと考えます。

最後になりますが、大学にいる立場として、大学での取組として求められるものが大きいと感じております。小学校、中学校とは異なり担任制もないため、学生へのアプローチが非常に難しい面があると思います。都でも大学で活用できるようなコンテンツを作成いただくとともに、場合によっては大学への講師派遣も行うことを積極的に都内の大学に働きかけていただければと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

【大野座長】 都から何かございますか。

【向山課長】 ありがとうございます。コンタクトポイントに適切な人材が配置され、適切に対応することができる体制を整えることが重要であるということはこれまでの部会でも御意見として頂戴しており、都としましては、行政の窓口をはじめ様々な機関における人

材育成を支援すること、それから直接、未遂者や遺族の方など、家族の方々にお渡しする啓発物の作成や啓発物を渡す方法のディレクション等を周知してまいりたいと考えております。

それから、おっしゃるとおり、計画における重点施策は様々ありますため、課題別にプロジェクトチームを設置したほうがいいのではないかと御意見につきましては、実効性のある対策とするためにも進行管理や検討の方法については検討してまいりたいと存じます。ありがとうございました。

【大野座長】 ありがとうございます。ほかに何か御意見、ございますか。

【大野座長】 鈴木委員、お願いします。

【鈴木委員】 皆様からの貴重な御意見、本当にありがとうございました。

これまで部会場で議論してきたことに関して、本会議においても委員の方々から様々な意見が出されていると感じております。例えば、家族支援、自死遺児、自殺予防教育等、部会としても真摯に向き合ってまいりたいと思っております。

計画評価・策定部会でも申し上げましたが、やはり自殺対策は小手先ではなく、生きる方向に視点を転換させることが大事ではないかと考えております。もちろん、発生している課題にはしっかりと対応していかなければなりません、生きていて楽しい社会を築き上げることが大前提として大切な取組ではないかと思っております。

【大野座長】 ありがとうございます。阪中委員、何か御意見ございますか。

【阪中委員】 様々な貴重な御意見ありがとうございました。

2点、質問と意見を申し上げます。1点目は、清水委員から御説明のあった子供の自殺危機対応チームについてです。国の概算要求に関しては清水委員が関与されていると思いますが、10分の10の補助率での実施を国では検討しているとのことでした。こういった経費が補助の対象となるのか具体的に教えていただけたらと思います。

それから2点目ですが、自殺予防教育について、どのような名称で実施するかということ非常に重要な問題であると思います。私自身もまた考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【大野座長】 ありがとうございます。清水委員、何か御存じのことはございますか。

【清水委員】 画面共有をさせていただいてもよろしいですか。これは厚生労働省の来年度の予算の概算要求の資料になります。ホームページでも公開されております。

概算要求の段階ではありますが、この資料のとおり、地方自治体が専門家によるチームを

設置するにあたって必要となる経費10分の10の補助率で補助するという事業です。

こうしたチームを編成するにあたっては、チームを構成する専門家の方々への謝金、具体的なケースのコーディネーションをしていくにあたってコーディネーターに支払う謝金等が必要となることを想定されているのではないかと考えています。

ただし、具体的な補助条件や補助の範囲までは現時点ではまだ把握できていません。

以上です。

【大野座長】 ありがとうございます。東京都から何か御意見はございますか。

【向山課長】 子どもの危機対応チームにつきましては、これまでの部会においても清水委員から御意見を頂戴いたしております。東京都では実際に未遂者への支援を行う「東京都こころといのちのサポートネット」という自殺未遂者への支援事業を実施しておりますが、本事業の現行の枠組みの中でも一定程度、学校への支援は可能であると考えております。今年度は、各区市町村の教育委員会の指導主事が集まる会議の場での本事業の周知にも努めているところでございます。

今回の国の概算要求で想定されている施策につきましては、既存の都の施策でどれだけカバーすることができるのかについては、要件がまだ明らかになっていない状況のため、現段階では分かりません。都としても未遂者への支援施策は充実していきたいと考えておりますため、要件等も確認した上で何ができるのかについて検討を重ねてまいりたいと考えております。

【大野座長】 ありがとうございます。杉本委員、お願いいたします。

【杉本委員】 先ほど、「遺された人の支援」について発言させていただきましたが、遺された人が大人だけを想定しているような言い方をしてしまったかもしれません。しかし、当然ながら、遺された人の中には子供たちも含まれます。日本では多くの自殺が家の中で起きるため、第一発見者が子供であるケースも多いと思います。また、親を亡くすという経験は、自己肯定感を育んでいくこと上でも大きな影響を及ぼします。学校の問題、生活の問題など、子供たちへの支援を具体的に考えていかなければいけないと思います。

また、子供たちが自殺という死因を知らされていないケースも多くあると思います。当センターが実施する集いの場には自殺で親を亡くした子どもが参加することが多いですが、親の死因を問わない親を亡くした子供へのサポート活動はかなり広がってきていると思います。是非、自殺対策の一環として、そうしたサポート活動への支援も進めていく方向で、子供たちへの支援の枠を少し広い目で見ていただけたらいいのではないかと思います。よ

ろしくお願いいたします。

【大野座長】 ありがとうございます。以前に鈴木委員がご発言されたと記憶しておりますが、SOSを出すことを教える教育をしてしまうと、SOSを出すことができない子供たちを傷つけてしまう可能性もあるため、そうした配慮の視点も踏まえ、自死遺族等、遺された方々への支援を考えていく必要があると思っています。

ほかにはいかがでしょうか。座長の立場で恐縮ですが、私からも4点程意見させていただきたいと思います。

まず、自殺対策を推進するにあたっては、「自殺対策」ということをどの程度打ち出すかは非常に難しい問題であると思います。私は以前に、国の大型研究の一環として地域づくりを中心にした啓発に関する研究を行ったところですが、都では逆に女性の死亡者数が若干増えました。啓発の影響かどうかは定かではありませんが、啓発で自殺を全面的に打ち出すと、女性はその言葉に引っ張られてしまう可能性はあると思います。

先程、清水委員からは、自殺対策を進めるにあたっては都知事をトップとした体制で進めるべきではないかとの意見がありました。もちろん大切な視点ではあると思いますが、事務局からも説明があったとおり、ウェルビーイングの視点を取り入れることや鈴木委員がおっしゃったような生きていて楽しい社会を作るという視点で自殺対策を進めていくことも一つの案として考えられると思いました。

2点目は、ゲートキーパーに関連した意見です。ゲートペーパーという言葉はやはり耳慣れないのが現状であると思います。東日本大震災の際で、女川町で活動を行っていたときに、「聴き上手ボランティア」という名称を考えました。まさに住民のゲートキーパーですが、この名称も住民の方が考えたものです。ゲートキーパーと聞くと、多くの人が特別な資格が必要になるのではないかと考えると思いますが、自殺対策というのは悩んでいる人をどう助けるか、周りの人がどう気づいて一緒に生きていくかという視点が大事であるため、そうした視点からの支援も考えていただければと思います。

以前の研究では、医療機関に「こころのケアナース」という制度を作りました。医者にはなかなか相談できないけれども、看護師の方には相談できるという声を参考にしました。

また、ICTの活用は今後自殺対策を進める上でも非常に重要であると思います。例えば、世田谷区では「せたがやペンギン物語」という3分程のイラスト動画を活用して相談を促す取組を進めております。イラスト動画は7話分程作成し、7話分の作成が完了したら、小中学校のタブレット端末に配信することを予定しているとのこと。ICTを活用しながら

ら啓発を進めていくことも大事であると思います。

最後になります。復職への支援に関する話が出ましたが、日本での取組は基本的に「復職前支援」が多いと思っております。しかし、最近、企業の担当者と話した際には、復職後にどう支援するかということが大事であって、そこに力を入れて取り組んでいるという話を伺ったところです。復職前というのは準備段階であって、実際に働き始めてから様々な悩みを抱えるケースが多いため、復職後の支援についても考えていただけるといいのではないかと思います。以上です。ほかに何か御意見はございますか。高橋委員、お願いいたします。

【高橋（あ）委員】

LGBTQの方々への支援に関してですが、「都民一人ひとりの気付きと見守りを促す」の項目の中にLGBTQ対策が含まれておりますが、どういった対策を想定されているのかが少し気になりました。また、「社会全体の自殺リスクを低下させる」という項目の中に性的マイノリティの方々への支援が含まれておりますが、性的マイノリティの方々やLGBTQの方々が悩まれているのは、用意されている支援相談策の対象として含まれていないのではないかとということではないかと思っております。また、そうした方々はどの支援機関にもつながり難いという面があると思われるため、LGBTQの方々への対策や支援を具体的に考えていくことよりも、全ての対策や支援の対象にLGBTQの方々も含まれていることを打ち出すことの方が重要ではないかと思っております。働き盛りの男性の中にもLGBTQの方々も当然含まれておりますし、女性の自殺対策の部分で挙げられているDVの被害者も女性だけではない、また、性犯罪の被害者も女性の方だけではないため、LGBTQの方々への支援を包括的に考えていくことが重要ではないかと改めて感じました。

以上です。

【大野座長】 ありがとうございます。これも大事な視点ですが、事務局として何かございますか。

【向山課長】 ありがとうございます。確かに委員の御指摘のとおり、全ての対策にLGBTQの方への支援も包含されていることのメッセージを明確に打ち出すことが重要であると感じました。その点を踏まえ、計画策定を進めることとしていきたいと考えております。

LGBTQの方への具体的な施策としては、他局の事業であり、現在調整中ではございますが、性的マイノリティの方を対象とする相談事業等を想定しております。また、当課で実施している検索連動広告の事業では、LGBTQの方々に対して訴求するためにはどのよ

うなキーワードが適切であるかどうか、調査・研究を進めているところでございます。今後、調査・研究の結果も活用して取組を進めていきたいと思っております。

【大野座長】 ありがとうございます。他にございますか。清水委員、お願いいたします。

【清水委員】 先ほど、座長から、自殺対策をどこまで前面に打ち出すかということに関する問題提起・御意見がありました。大野座長が指揮を執られた国の研究事業は2007年からの5年間であったと記憶しております。

【大野座長】 そうです。

【清水委員】 10年程前のことと思います。

御承知のとおり、日本における自殺者数は2010年から毎年減少していますが、この背景には、自殺の問題をタブー視せずに、自殺対策を広く社会全体の課題として取り組んできた、自殺について気軽に話ることができる環境が整ってきたこともあるのではないかと肌感覚で感じています。

そのため、自殺の問題をタブー視するというよりはむしろ対策としてしっかりと実施するとともに、自殺は追い込まれた末の死であることの啓発活動も併せて進めていく必要があると思っています。同時に、ウェルビーイングの視点や「生き心地の良い社会へ」といった前向きなワードを打ち出した啓発活動を進めることで結果として自殺対策の啓発につながる側面もありますため、どちらが適切であるということではなく、使い分けの問題ではないかと感じます。

また、LGBTQの方々への支援について、都で想定されているのはLGBTQの方々本人への支援という意味であると思います。LGBTQの方々は、対策の対象というよりはむしろ、支援されるべき立場の方々という位置づけではないか、つまり、支援を必要とするの方々の中に含まれているという位置づけであると思いますため、言葉遣い等、表現を工夫する余地があるのではないかと感じました。

以上です。

【大野座長】 ありがとうございます。他に何かございますか。森山委員、お願いいたします。

【森山委員】 ICTの活用のところ少し補足させていただければと思います。

SNSを活用する中で、自殺予告の事例が2件ありました。その自殺予告は自分がフォローしている相手からのものではなく、「おすすめ投稿」として表示されるものの中で見かけました。そのときに少し調べてみましたが、そうした状況に遭遇した場合にどう通報すれば

いいか、どこに報告すればいいかということが意外と明らかになっていないということが分かりました。

今後、ICTの活用を進めていく中ではそうしたものを目にする方も多くなると思いますため、そうした事例に遭遇したり、SNS上で悩んでいる方と遭遇した場合に、どう対応すればいいかが、もう少し分かりやすく示されるといいと思います。

例えば、「警察通報」一つとってみても、警察に連絡すると警察官が家に来るのではないかという投稿があると警察に連絡することを躊躇してしまう方もいると思います。110番通報に関しても、通報することは一般の方にとってはハードルが高い面もあることから、SNS上での個別のケースについてどのように報告したらいいか、意外と分からないことも考えられますので、そうした点も少し踏まえていただければと思います。

以上になります。

【大野座長】 ありがとうございます。非常に貴重な御意見いただきました。

【染谷委員】 東京商工会議所の染谷です。

(11)「勤務問題による自殺対策を更に推進する」の項目に関連してですが、東京商工会議所においても、また、他団体においても、ハラスメント関連のセミナーや普及啓発活動を実施しております。個人的な感覚でもあるかもしれませんが、パワハラやセクハラ等が自殺に繋がるということについて理解が不足しているかもしれません。そのため、私どもとしてももう少し踏み込んだ啓発活動が必要ではないかとも思っております。

以上となります。よろしく申し上げます。

【大野座長】 ありがとうございます。それでは次に移りたいと思います。

議事(2) 報告事項、重点施策部会の報告について、に移ります。

大塚部会長、御説明お願いいたします。

【大塚委員】 それでは、重点施策部会につきまして、資料5で御報告させていただきます。

令和4年度は8月8日に第1回重点施策部会を開催いたしました。例年、予算要求の時期にあたる8月に開催しておりますが、今年度の部会においても、令和5年度に都として強化すべき施策などについて議論いたしました。

事務局からは、計画評価・策定部会で議論された都の次期計画における重点施策の方向性を資料としてお示しいただきましたので、資料を基に議論を進めました。そのため、鈴木部会長から報告のあった計画評価・策定部会の報告と重複する部分が多くなっております。主

に、効果的な普及啓発の方法や児童、生徒、学生等の自殺予防、自殺未遂者への支援、自死遺族への支援などについて意見交換を行いました。

資料5をご覧ください。効果的な普及啓発につきましては、やはりコンタクトポイントについて複数の意見が出ましたが、児童・生徒への支援の観点では、児童・生徒一人一人にタブレット1台が配備されていることに着目した意見が上がりました。

自治体の中には、タブレットに心の相談のアプリ等をデフォルトしており、かなり効果が上がっているとのことですので、そうした取組を促進することとしてはどうかという意見があった一方、大学生や予備校生、大学院生などへの支援に関しては、大学組織が大規模であるため、普及啓発物を配布しているものの、多くは保健室や保健センターでの配架にとどまっており、学生個々に情報が伝わるのが少ないのではないかと、また、悩みを抱える学生が登校しない場合にどうアプローチするのかという課題につきましては、方策がなかなか見えず検討が必要ではないかと、区外の大学に通っている区内在住者も多く、区市町村の予算での対応にも限界があり、都として検討していただけるとありがたいとの意見もありました。

中高年の勤労世代の単身の方の場合はコンタクトが非常に難しく、場合によっては、地域のコンビニエンスストアがコンタクトポイントになっていく可能性も高いため、そうした視点でも考えられるといいのではないかと思います。

自殺未遂者への支援におきましては、先ほどの計画評価・策定部会の報告でもありましたとおり、令和4年度に診療報酬の改定がありましたため、区市町村と医療機関がさらに連携できるよう、都のバックアップがあると良いとの意見が上がりました。

自死遺族支援につきましても、行政窓口職員への研修を進めるべきではないかと、また自死発生直後の方々への対応も非常に大事ではあるが、慎重に進めるべきとの意見が上がりました。

以上です。よろしく願いいたします。

【大野座長】 ありがとうございます。

ただいまの御説明に対して、御質問等ございましたらお願いいたします。私が関わっている自治体では、コンビニエンスストアやハンバーガー店、漫画喫茶などにチラシを配架する取組を進めていますが、企業への協力を求めることは難しいところがあるため、都としても音頭を取って進めていただけるといいと思います。

ありがとうございます。非常に多くの御意見をいただきました。

議事はこれで終了させていただきたいと思いますが、最後に、会議全体を通して、委員の皆様から御発言がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、最後に事務局から補足事項などありましたらお願いいたします。

【向山課長】 本日は、多くの貴重な御意見を頂戴いたしましてありがとうございます。また、途中何回か音声トラブルがございまして、大変失礼いたしました。皆様からの御意見を踏まえまして、取組を進めてまいりたいと考えております。

次回の第2回の東京会議は12月の開催を予定しており、その際には、都の次期計画の最終案を御提示し、御審議いただく予定です。今後とも御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

【大野座長】 ありがとうございます。

本日は長時間にわたって御議論、御討議いただきまして、誠にありがとうございました。

これにて令和4年度第1回自殺総合対策東京会議を閉会といたします。ありがとうございました。

— 了 —